



企業・団体の皆様へ

「赤い羽根共同募金」へご協力をお願いします

赤い羽根共同募金は、社会福祉法に定められた募金制度です。

皆様から寄せられた募金は、様々な生活課題や社会課題の解決に取り組んでいる「山梨県内の福祉施設や福祉団体」の活動資金として助成され、地域の福祉向上に役立てられます。

[募金の使いみち]

- ・こども食堂・不登校者支援など 子どもへの支援
- ・障がい者の就労・社会参加など 障がい者への支援
- ・配食サービス・見守り活動など 高齢者への支援
- ・食料品・日用品支援など 生活困窮者への支援
- ・災害時のボランティア活動など 防災活動への支援 など



[SDGsにつながる赤い羽根共同募金]

共同募金会では、福祉活動への助成を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取り組みを進めています。

企業・団体の皆様が赤い羽根共同募金にご協力いただくことで企業・団体におけるSDGsの取り組みにつながります。



山梨県共同募金会は
やまなし SDGs 推進
企業の登録団体です

➤ 山梨県共同募金会と連携できるSDGs目標



[ご協力のかたち]

企業・団体の皆様にご協力いただく方法には、様々なかたちがあります。

下記を参考にしていただき、可能な取り組みについてご協力をお願いします。

ポスターの掲示

店頭や掲示板などの目立つ場所にポスターを掲示して、赤い羽根共同募金運動を盛り上げていただく取り組みです。

募金箱の設置

店内や受付に募金箱を設置して、顧客や来訪者に寄付を呼びかけていただく取り組みです。

企業・団体からの寄付

社会貢献として、寄付していただく取り組みです。税制上の優遇措置(※)の対象となります。なお、共同募金運動期間は10月1日～翌年の3月31日ですが、年間を通じて寄付を受け付けています。

職場での募金活動

職場に募金箱を設置して社員の方々に寄付を呼びかけたり、社員の給与の端数や一定額を天引きしたりするなど、職場内でのご協力をお願いする取り組みです。

イベントでの募金活動

社内外のイベントで参加者から寄付を募る取り組みです。

- ・忘年会やゴルフコンペ等で会費の一部を寄付する。
- ・チャリティコンサート、バザーなどを開催して、参加費の一部を寄付する。
- ・イベント会場に募金箱を設置して、寄付を募る。

寄付つき商品の企画・販売「募金百貨店プロジェクト」

企業の本業を活かした「寄付つきの商品」を企画・販売し、売上的一部分を寄付する取り組みです。

税制上の優遇措置(※)の対象となります。



「赤い羽根自動販売機」の設置

売上的一部分が寄付となる「赤い羽根自動販売機」の設置に協力していただけ取り組みです。



※税制上の優遇措置

法人が共同募金会に寄付した場合、寄付した金額を全額損金算入することができます。

○感謝状の贈呈等

5万円以上を寄付していただいた場合、寄付額に応じて、山梨県共同募金会会長などから感謝状の贈呈等があります。



ご協力いただいた企業・団体の皆様の取り組みについては、ご要望に応じて、当会のホームページで紹介させていただきます。

社会福祉法人 山梨県共同募金会

〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階

Tel: 055-254-8685 Fax: 055-254-8684

E-mail: info@akaihane-yamanashi.jp

URL: <https://www.akaihane-yamanashi.jp/>



山梨県共同募金会
ホームページ